



納得いかない! 困った!!
時は川崎市消費者行政センターにご相談ください!!

川崎市消費者行政センター相談窓口電話番号

☎044-200-3030

相談時間 月～金曜日… 9:00～16:00 [日曜・祝日・年末年始]
土曜日… 10:00～16:00 [(12/29～1/3)を除く]
※ 金曜日は電話相談のみ19:00まで受付
※ 土曜日は電話相談のみ受付

消費者ホットライン(全国统一電話番号)

局番なし 188 いやや!

区役所での予約出張相談

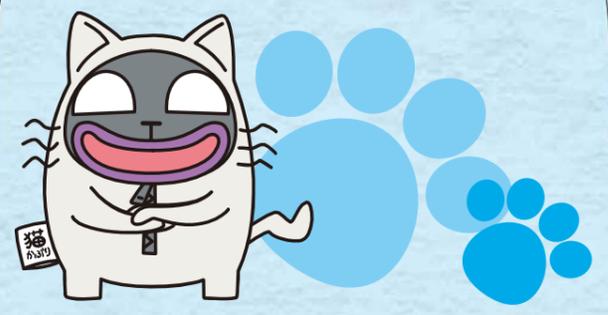
面談を希望される場合には、次の3区役所に相談員が出張して相談をお受けします。

相談時間 9:00～16:00(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

中原区役所:金曜日 高津区役所:火曜日 多摩区役所:月曜日
※ 前日(相談日の月～金)16:00までに消費者行政センターへ出張相談の予約をしてください。

電子メールによる相談

電子メールによる相談をお受けします。
(携帯電話からのアクセスは不可)
※ 消費者行政センターホームページにある消費生活相談「メール送信画面」から送信してください。
※ 回答は1回限りです。
※ 回答は電子メールをもとにした見解であり、解決を保証するものではありません。



契約トラブルに巻き込まれないためのきりふだ6ヶ条

- 1 いらなときは「いません」とはっきり断る!
- 2 サイン、押印は慎重に! 口約束も要注意!
- 3 うまい話に安易にのらない!
- 4 買う前に家族や友人に相談を!
- 5 契約書の内容はよく確かめて!
- 6 前払い、クレジット購入は慎重に!

未成年者の取消権

未成年(既婚者は除く)が親の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。
ただし次の場合は取り消すことができません。

- あらかじめ小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 20歳以上と自ら偽って契約した場合
業者から指示され、偽りの年齢を書かれた場合には取り消すことができます。



訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど解約したい...

そんな時は、クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは
訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む)...	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供(エステティック、語学教室、家庭教師学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス、美容医療契約)	8日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)	20日間
訪問購入(訪問買取)	8日間

- 通信販売は、原則クーリング・オフできません。(広告に返品特約があるかを確認しましょう。返品についての記載がない場合は、商品到着後8日間は送料負担で返品できます。)
- 消耗品(化粧品、健康食品など)で使用した分については、原則クーリング・オフできません。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提携誘引販売取引」は自分から店舗に行って契約した場合も、クーリング・オフができます。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」は、クーリング・オフ期間後でも、一定の条件内で中途解約ができます。
- 訪問購入は、クーリング・オフ期間中は品物を手元に置いておくことができます。

ハガキの書き方(例)

契約解除通知書
○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしましたが、解除いたします。至急返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。
氏名 ○○○○ 住所 川崎市○○区○○町○○番○

(例)のようにハガキを書いて、裏・表のコピーを取って、特定記録郵便か簡易書留で契約業者の代表者に送ります。不明な点は、消費者行政センターへお問い合わせください。



悪質商法の手口をマンガでチェック!!



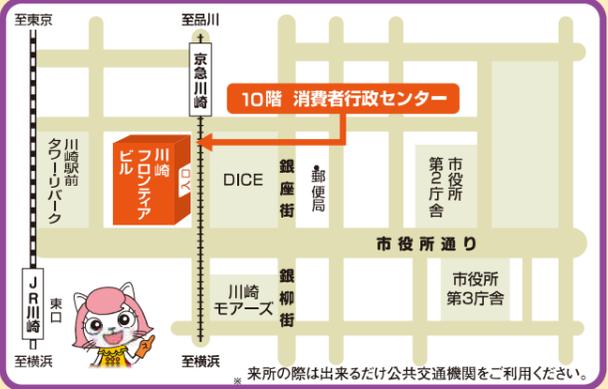
あなたのタイプを診断するカモ診断テスト

川崎市消費者行政センター | 検索

かわさき消費生活メールマガジン

最新の消費生活関連情報をお届けします!

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp(パソコン用)
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp(携帯電話用)
に空メールを送ると登録手続きが行えます。



川崎市消費者行政センター